

# 岐阜県公報

## 目次

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ  
一

号外(四) 令和四年七月一日

## 人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

### 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十条第四項に規定する受給期間延長通知書」を「第十条第五項又は第十条の四第三項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第十条第一項中「受給期間延長申請書に受給資格証又は退職票」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の下に「添えて」を加え、同条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第六項中「前項」を「第六項の場合について、前項の規定は第二項ただし書の場合における第一項の申出及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その旨」を「」に、「掲げる」を「定める」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給

期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。

第十條第四項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付」を「受給期間延長等通知書を交付」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けるときを除く。)において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第十條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第十條の次に次の三條を加える。

(条例第十條第四項に規定する人事委員会規則で定める事業)

第十條の二 条例第十條第四項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十條第一項に規定する雇用保険法第二十條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十三條第一項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

(条例第十條第四項に規定する人事委員会規則で定める職員)

第十條の三 条例第十條第四項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第十條第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第十條の四 条例第十條第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員による条例第十條第四項の規定による申出(以下この条において「特例申出」という。)は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他これらの職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十條第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第十條第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第五項において準用する第十條第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合  
交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十條第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合  
交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第十條第一項ただし書の規定は第一項及び前項の場合について、同条第三項及び第四項の規定は第二項ただし書の場合における特例申出について、同条第七項の規定は特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における特例申出について準用

する。

第二十四条中「の受給期間延長申請書、同条第四項の受給期間延長通知書」を「及び第十条の四第一項の受給期間延長等申請書、第十条第五項及び第十条の四第三項の受給期間延長等通知書」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の岐阜県職員退職手当条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の岐阜県職員退職手当条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

令和四年七月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社